

本書面は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。  
下記に定めのない事項は、低圧供給約款（基本契約要綱・料金表）および一般送配電事業者の定める託送供給等約款等によります。

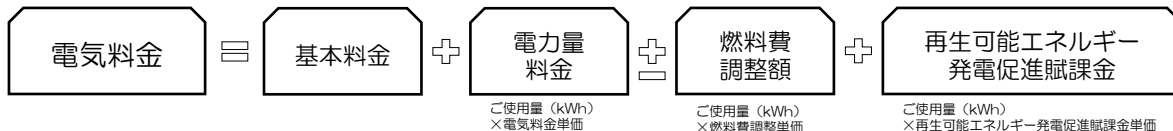
## < ご契約に関する重要事項 >

### 加賀従量電灯ネクスト

#### 電気料金メニュー・単価表 ※ 料金単価には、消費税等相当額（10%）を含んでいます。

		単位	料金単価
<b>【契約電流5アンペアの場合】</b>			
最低料金（最初の8kWhまで）		1 契約	181.30円
電力量料金（8kWhをこえる）		1 kWh	17.84円
<b>【契約電流10アンペア以上60アンペア以下・契約容量6kVA以上の場合】</b>			
基本料金 （契約電流10アンペア以上 60アンペア以下の場合）	10アンペア	1 契約	242.00円
	15アンペア	//	363.00円
	20アンペア	//	484.00円
	30アンペア	//	726.00円
	40アンペア	//	968.00円
	50アンペア	//	1,210.00円
基本料金（契約容量6kVA以上の場合）		1 kVA	242.00円
電力量 料金	最初の120kWhまで	1 kWh	17.84円
	120kWhをこえ300kWhまで	//	21.73円
	300kWhをこえる	//	23.44円
最低月額料金		1 契約	181.30円

#### 電気料金の計算方法 ※ 燃料費調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、北陸電力ホームページでご確認ください。



### 加賀従量電灯ネクストのご契約にあたっての主な重要事項

#### 検針結果のお知らせ方法

- 当社は、検針の結果を原則として電子メールの送信によりお客さまにお知らせいたします。

#### ご契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。なお、お客さまから特段のお申し出がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続させていただきますので、お手続きは不要です。詳細は、裏面をご確認ください。

#### 【取次事業者】

株式会社加賀ふるさとでんき  
〒922-0057  
石川県加賀市大聖寺八間道65番地  
かが交流プラザさくら2階  
<https://kagafuru-denki.com/>  
TEL 0761-76-7077（平日：8:30-17:15）

#### 【小売電気事業者】

北陸電力株式会社  
小売電気事業者登録番号 A0271  
〒930-8686 富山市牛島町15番1号  
<https://www.rikuden.co.jp/>

#### 【一般送配電事業者】（北陸エリア）

北陸電力送配電株式会社 0120-837119（24時間）  
※ 停電・電気の設備（電柱・電線など）に関するお問い合わせ

## 1. ご契約の申込み（新規・変更・廃止）

- お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ、低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）および低圧供給約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）を承認し、かつ、その需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のもの、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- 需給契約を変更する場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付（以下「書面の交付」といいます。）に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等（以下「電磁的方法」といいます。）によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。

## 2. ご契約の成立および契約期間

- 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当社が取次契約を締結する小売電気事業者（以下「当該小売電気事業者」といいます。）と当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- 契約期間満了に先立って、お客さままたは当社のいずれからも需給契約の変更や廃止の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

## 3. 当社からの申出による契約の解約等

- お客さまが要綱の定め当該する場合に、当社は、そのお客さまの需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社は、解約の15日前までにお知らせいたします。また、お客さまが解約の前日までにいずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されない場合は、当該一般送配電事業者は、解約日以降に需給を終了させるための適当な措置を行います。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- お客さまが、当社に需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

## 4. 契約電流・容量

加算従量電灯ネクストの契約電流は5A以上、契約容量は6kVA以上といたします。なお、契約容量は、原則として、契約負荷設備の総容量にもとづき要綱に定める算定方法により得た値といたします。

## 5. 検針日および使用電力量の計量

- 検針日は、当該一般送配電事業者が託送供給等約款等にもとづき、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。
- 使用電力量は、託送供給等約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。この場合、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、これによりがたい場合は、要綱の定めにより算定いたします。

## 6. 料金の算定

料金の算定期間は、託送供給等約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始した場合は開始日から直後の検針日の前日まで、需給契約が消滅した場合は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更があった場合の料金は、日割計算をいたします。

## 7. 料金の支払義務、支払期日および延滞利息

- お客さまの料金の支払義務は、原則として、検針日に発生いたします。また、料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を以降の当社がお客さまにお知らせした期日とし、支払期日までに支払っていただきます。
- お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

## 8. 料金その他のお支払方法

料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて、原則として「口座振替支払」「クレジットカード支払」によりお支払いいただきます。工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて、お支払いいただきます。

## 9. 工事費等の負担金

当該小売電気事業者が、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当該小売電気事業者に対して、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、工事着手前に支払っていただきます。

## 10. ご契約の廃止・変更にとまなう料金等の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金等をお客さまに精算していただく場合があります。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

## 11. 電気の使用にとまなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、託送供給等約款等に定める原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、当該小売電気事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当該一般送配電事業者がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

## 12. 需要場所への立入りによる業務の実施

- 当社または当該小売電気事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
  - 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
  - その他この要綱および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

## 13. 違約金および設備の賠償

- 要綱の定め当該に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、要綱および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当該小売電気事業者が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当該小売電気事業者に対して、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## 14. 供給電圧および周波数

供給電圧および周波数は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

## 15. 信用情報の共有について

お客さまが、要綱および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を当該小売電気事業者または他の小売電気事業者へ通知することがあります。

## 16. その他

- 上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。
- 当社が、要綱および料金表を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせいたします。変更後の内容にお客さまから異議の申出がない場合は、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は、変更後の要綱および料金表によります。
- この要綱および料金表を変更する場合は、当社は、変更前は、要綱および料金表の変更内容を、変更後は、要綱および料金表の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- 小売電気事業者の切り替えによりご契約を開始される場合、従前の小売電気事業者との契約を解約することにより、次のような不利益事項が発生する場合がありますので、あらかじめご確認のうえお申込みください。
  - 契約期間中の解約にとまなう違約金の発生（複数年契約等の場合）
  - 発行ポイントの失効
  - 継続利用割引に適用される継続利用期間の終了
  - 電力使用量・料金に関する切り替え前の小売電気事業者への照会不可
  - 従前の小売電気事業者にて新規申込受付を終了している契約メニューへの再申込不可